

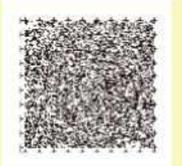
にいがたし
新潟市

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も
とも い じょうれい
共に生きるまちづくり条例

きょうせい じょうれい がいよう だい はん
共生のまちづくり条例 概要パンフレット 第2版
へいせい ねん がつ にち し こう
平成 28 年 4 月 1 日 施行



にいがたし す だれ しょう しょう ひと たい りかい ふか はな あ
新潟市に住んでいる誰もが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いに
より互いの立場を理解することで、みんなが安心して暮らせる新潟市づくりを進めます。





しょう 障がいのある人もない人も ひと ひと とも い 共に生きるまちづくり条例 じょうれい

じょうれい め ざ しゃ かい 条例の目指す社会

しょう 障がいのある人もない人も、にいがたし す だれ い い
安心して暮らせるとも い しゃかい きょうせいしゃかい じつげん め ざ
共生社会（共生社会）の実現を目指します。

じょうれい もくてき 条例の目的

しょう しょう ひと たい しみん りかい ふか とり
○障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための取
く すす しょう ひと じんかく じんけん そんちよう
組みを進めることにより、障がいのある人の人格や人権が尊重さ
れ、しゃかいてきしやうへき とも い しゃかい じつげん
社会的障壁のない共に生きる社会を実現すること

じょうれい きほん り わん 条例の基本理念

すべ しみん しょう しょう ひと たい りかい ふか
○全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めると
とも、はな あ そうご たちば りかい
ともに、話し合いにより相互の立場を理解すること

し せき む 市の責務

さべつ かいしやう じょうれい め ざ しゃかい じつげん とりく
○差別を解消するとともに、条例の目指すべき社会を実現するための取組み
すいしん
を推進すること

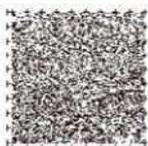
し みん じぎやうしゃ やくわり 市民・事業者の役割

しょう ひと たい さべつ かいしやう とりく し いったい おこな
○障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となつて行うよ
つと
う努めること
しょう ひと こうりやう ふか つと
○障がいのある人との交流を深めるよう努めること



この条例でいう障がいのある人とは

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう なんびやう げんいん しょう しんしん きのう
身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいなど心身の機能
しょう ひと しょう およ しゃかいてきしやうへき さんしやう けいぞくてき にちじやうせいかつ
に障がいがある人であつて、障がい及び社会的障壁＜5ページ参照＞により継続的に日常生活
とう そうとう せいげん う ひと しょう してちやう も ひと かぎ
等に相当な制限を受けている人をいいます（※障がい者手帳を持つ人だけに限りません）





しょう どう り ゆう さ べつ きん し 障がい等を理由とした差別の禁止

この条例では、市・事業者に対して、障がい等を理由とした差別（不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供）を法的義務で禁止しています。実際に差別が起きてしまった場合、差別を受けた方と差別を行った方の双方の話し合いにより解決を図ります。

※一般私人に関することは個人の自由な意思に委ねられていると認められる私的な領域です。そのため、一般私人の関係（障がいのある人とその家族、障がいのある人とその近所の人など）における差別はこの条例でいう差別には含めていません。

こういった行為が差別にあたるのかを明確にするため、条例では日常生活に関わりの深い①～⑨の分野において、個別具体的な規定を設け例示しています。

- ①福祉サービス
- ②医療
- ③商品販売・サービス提供
- ④雇用
- ⑤教育
- ⑥建物・公共交通
- ⑦不動産
- ⑧情報提供
- ⑨意思表示

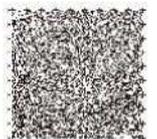
この条例でいう事業者とは

市内で事業活動を行う全ての者をいいます。目的の営利・非営利・個人・法人の別を問いません（個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人を含む）。ただし、法人格の無いコミュニティ協議会・自治会・PTAなどは事業者に含まれません。



し みん り かい そく しん 市民の理解の促進

この条例では、障がいのある人の生きづらさや差別感の解消を図るため、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組み（周知啓発・研修の実施など）を行うこととしています。また、差別解消に向けた協議・提案を行う条例推進会議を設置します。



こんなことが障がい等を理由し

ふりえき 不利益な とあつか 取り扱いって？

せいとう りゆう しょう
正当な理由がないのに、障がいがあるということで、障が
いのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に
対しては付けない条件を付けること（障がいのない人と異なる
取り扱いをすること）をいいます。

せいとう りゆう ばあい 正当な理由がある場合

せいとう りゆう しょう ひと ひと こと たいおう
正当な理由があって、障がいのある人とない人で異なる対応をした
ばあい じょうれい さべつ
場合は、条例の差別にはあたりません。ただし、正当な理由
あんぜん かくほ ざいさん ぼぜん じむ じぎょう もくてき ないよう きのう
は、安全の確保、財産の保全、事務や事業の目的・内容・機能の
いじ ぞんがいはっせい ぼうし こべつ ぼめん じょうきょう おう そうごうてき はんたん
維持・損害発生防止など個別の場面や状況に応じて総合的に判断
ひつよう
する必要があります。

また、正当な理由があると判断した場合はその理由を説明し、理解を
え 得るよう努めなければなりません。



ふりえき とあつか 不利益な取り扱いの例

れい 例 1



せいとう りゆう くるまいす つか
正当な理由がないのに「車椅子を使って
いるから」という理由でレストランなどの
いゆうてん ことわ
入店を断ること。

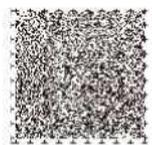
れい 例 2



せいとう りゆう しょう
正当な理由がないのに「障がいがあるから」
という理由で、アパートの契約を断ること。

れい 例 3

しんたいしゅうがいしゃ ほしけんほう もと
身体障害者補助犬法に基づく
もうどうけん ちようどうけん かいじょけん たいどう
盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同
りゆう
を理由として、バスやタクシーの
りよう きよひ
利用を拒否すること。



さべつ した差別にあたります



ごうりてきはいりよ
合理的配慮
ふていきよう
の不提供って？

- ・障がいのある人から何らかの配慮（社会的障壁<5ページ参照>を取り除くこと）を求める意思の表明があった場合（意思の表明が困難な障がいのある人の場合は、その支援者等からの求めを含む）
- ・意思の表明がなくても障がいのある人に何らかの配慮（社会的障壁を取り除くこと）が必要なことを認識しうる場合に、その人の人権・意向を尊重して、社会的障壁を取り除く変更や調整をしないことをいいます（過重な負担が生じる場合を除く）

かじゅう ふたん しょう ばあい 過重な負担が生じる場合

障がいのある人の社会的障壁を取り除くための負担が過重となる場合は、条例の差別には当たりません。ただし、過重な負担は、個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。

また、過重な負担に当たると判断した場合はその理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

- 「過重な負担」の判断要素（例）
- 事務・事業への影響の程度（事務や事業の目的・内容・機能の維持）
 - 実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）
 - 費用・負担の程度 ●事務・事業規模 ●財政・財務状況



ごうりてきはいりよ ふていきよう れい 合理的配慮の不提供の例

れい 例 ①



ちようかくしょう ひと ひつだん もと
聴覚障がいのある人から筆談を求められた場合に、音声だけで説明すること。

れい 例 ②



しかくしょう
視覚障がいのある人から、書面をよみ上げて説明してほしいと言われていたが、よみ上げないこと。

れい 例 ③

ちてきしょう ひと たい
知的障がいのある人に対して、配慮が必要なことを認識しているにもかかわらず、わかりやすい言葉や写真、絵などを使って説明しないこと。



社会的障壁とは？

障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる社会の**事物**、**制度**、**慣行**、**観念**などをいいます。

社会的障壁

事物

障がいのある人にとって利用しづらい施設、設備など

制度

障がいのある人にとって利用しづらい制度など

慣行

障がいのある人を考慮していない文化、慣習など

観念

障がいのある人への偏見、無理解など

社会的障壁の具体例



道路の段差

3cm程度の段差でも、車いすは進めません。
 ⇒考えられる合理的配慮の例
 ・車いすを持ち上げ、段差を乗り越える。



書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。
 ⇒考えられる合理的配慮の例
 ・わかりやすい文章を作成し、渡す。



ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。
 ⇒考えられる合理的配慮の例
 ・画像を電子データ(テキスト形式)にする。

合理的配慮の好事例



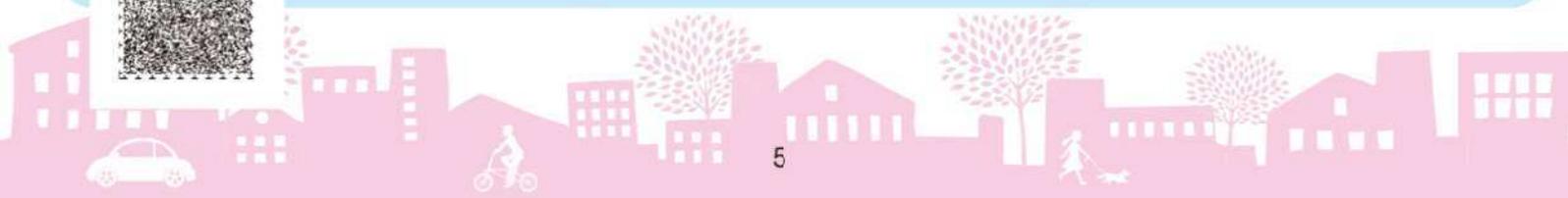
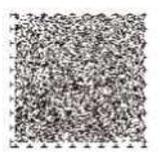
災害時、聴覚障がいのある人が避難所にいる場合、文字情報など音声以外の方法で情報を伝えること。



高いところにあるパンフレット等を取って渡すこと。



視覚障がいのある人に対して、会議資料を電子データで提供すること。



さ べつ そうだん せんもん まどぐち
差別相談専門の窓口

にいがた し やくしよ しやう ふくし か
新潟市役所 障がい福祉課

TEL 025-226-1248 / FAX 025-223-1500

にいがた しちゆうおうく がっこうちやうどおり ばんちやう ばんち
 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

受付時間 げつやう きんやう ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

どよう にちやう しゆくさいじつ ねんまつねんし やす
 【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

き かんそうだん し えん ちゆうおう
基幹相談支援センター中央

TEL 025-248-7171 / FAX 025-385-7931

にいがた しちゆうおうく やちよ にいがた し そうごうふくし かい かい
 新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館1階

受付時間 かやう どよう ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
 火曜～土曜 午前8時30分から午後5時15分

にちやう げつやう しゆくさいじつ ばあい よくじつ しゆくさいじつ ねんまつねんし やす
 【日曜・月曜（祝祭日にあたる場合はその翌日）、祝祭日、年末年始は休み】

き かんそうだん し えん ひがし
基幹相談支援センター 東

TEL 025-250-2315 / FAX 025-250-7706

にいがた しひがししくしもきど ひがししく やくしよ かい
 新潟市東区下木戸1-4-1 東区役所1階

受付時間 げつやう きんやう ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

どよう にちやう しゆくさいじつ ねんまつねんし やす
 【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

き かんそうだん し えん にし
基幹相談支援センター 西

TEL 025-264-7468 / FAX 025-378-3342

にいがた しにししくてら おひがし にししく やくしよ かい
 新潟市西区寺尾東3-14-41 西区役所3階

受付時間 げつやう きんやう ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

どよう にちやう しゆくさいじつ ねんまつねんし やす
 【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

き かんそうだん し えん あきは
基幹相談支援センター 秋葉

TEL 0250-25-5661 / FAX 0250-47-7106

にいがた しあきは くほどじま ばんち あきはく やくしよ かい
 新潟市秋葉区程島2009番地 秋葉区役所2階

受付時間 げつやう きんやう ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

どよう にちやう しゆくさいじつ ねんまつねんし やす
 【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】



にいがた し しやう ひと ひと とも い じやうれい
新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

と あ
 お問い合わせ



にいがた しふくし ぶしやう ふくし か
新潟市福祉部障がい福祉課

でんわ
 電話：025-226-1248 ファックス：025-223-1500

メール：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

